

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第12期第2四半期)

自 2022年7月1日

至 2022年9月30日

株式会社BTM

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	8
(6) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期財務諸表	11
(1) 四半期貸借対照表	11
(2) 四半期損益計算書	12
第2 四半期累計期間	12
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	13
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	17

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年11月25日
【四半期会計期間】	第12期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
【会社名】	株式会社B T M
【英訳名】	B T M, I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 田口 雅教
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5784-0456
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 懸川 高幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5784-0456
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 懸川 高幸

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第2四半期累計期間	第11期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	1,694,829	3,041,657
経常利益 (千円)	63,640	67,340
四半期(当期)純利益 (千円)	39,734	65,570
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	42,672	42,672
発行済株式総数 (株)		
普通株式	1,182,000	2,064
A種優先株式	—	300
純資産額 (千円)	177,281	137,546
総資産額 (千円)	970,572	865,234
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	33.62	56.59
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	18.3	15.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	62,577	76,231
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△71	△5,069
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	40,919	98,529
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	472,442	369,016

回次	第12期 第2四半期会計期間
会計期間	自2022年7月1日 至2022年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	13.72

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 当社は第11期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第11期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 2022年8月19日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種優先株式に係る定款の定めを廃止し、A種優先株式300株は当社の普通株式300株に転換しております。
6. 2022年8月19日開催の取締役会決議により、2022年9月6日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や半導体の供給不足、ロシア・ウクライナ情勢の長期化及び記録的な円安の影響を受けた物価の高騰の影響が懸念され、引き続き先行き不透明な状況が続いております。

当社のDX推進事業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くの企業でDXの必要性が高まっており、株式会社電通デジタルの調査では日本企業の81%がすでにDXに着手しているというデータがあります（出所：「日本における企業のデジタルトランスフォーメーション調査（2021年度）」）。また、収束後の「アフターコロナ時代」へ向けDXに取り組む企業はさらに増加することが見込まれ、時代の変化に対応したビジネスモデルの変革などでITニーズはさらに高まるものと判断しております。

このような環境の下で、当社ではミッションである「日本の全世代を活性化する」を推進すべく、前事業年度より継続して全国のITエンジニア等の人材を積極的に採用及び教育を行うとともに外部協力企業やフリーランスエンジニアの開拓を行い、開発体制の強化及びネットワーク強化に努めました。また既存顧客との取引継続及び新規顧客の獲得に注力してまいりました。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高1,694,829千円となりました。売上総利益は、外部協力企業等が増加したことに伴い外注費は増加したものの、自社エンジニアを含めた総稼働案件数が増加したことで291,381千円となりました。営業利益は従業員数増加に伴う人件費の増加及び人材採用が順調に進んでいることから採用に関する費用が増加しているものの、売上高が伸長したことにより、65,723千円となりました。経常利益は支払利息等の計上により63,640千円となりました。四半期純利益は当第2四半期累計期間において利益を計上したことに伴い、法人税、事業税及び住民税の計上及び法人税等調整額を計上したため39,734千円となりました。

なお、当社はDX推進事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (2) 財政状態の状況

##### (資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は970,572千円となり、前事業年度末に比べ105,338千円増加いたしました。これは主に、当座貸越の実行等による現金及び預金の増加73,425千円、売上高の計上による受取手形、売掛金及び契約資産の増加10,420千円及び流動資産のその他の増加23,907千円によるものであります。

##### (負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は793,291千円となり、前事業年度末に比べ65,604千円増加いたしました。これは主に、運転資金確保を目的とした当座貸越の実行により短期借入金の増加100,000千円があった一方で、約定弁済等により長期借入金（1年内返済予定含む）の減少59,081千円によるものであります。

##### (純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は177,281千円となり、前事業年度末に比べ39,734千円増加いたしました。これは四半期純利益を計上したことによる利益剰余金の増加39,734千円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ103,425千円増加し、472,442千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において、営業活動の結果得られた資金は62,577千円となりました。これは主に、売上の増加等に伴う売上債権及び契約資産の増加額10,420千円及び確定申告等による法人税等の支払額6,274千円があった一方で、税引前四半期純利益63,640千円の計上があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において、投資活動の結果支出された資金は71千円となりました。これは、仙台ラボの開設に際して発生した敷金及び保証金の差入による支出71千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において、財務活動の結果得られた資金は40,919千円となりました。これは、当座貸越の実行に伴う純短期借入金の増加額100,000千円があった一方で、約定弁済等により長期借入金の返済による支出59,081千円があったことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,700,000
計	4,700,000

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年11月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,182,000	1,182,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
計	1,182,000	1,182,000	—	—



(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

決議年月日	2022年8月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	250
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 25,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	株式公開時の公募価格(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2023年6月19日から無期限
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 株式公開時の公募価格 資本組入額 発行価格の2分の1(1円未満の端数は切り上げ)
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権発行時(2022年9月6日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合、株式の無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 
$$\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使は、権利行使時においても、当社または当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、使用人、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、当社、子会社又は関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、新株予約権を行使することができないものとする。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使することができるものとする。
  - (6) 新株予約権の行使の条件  
上記（注）3. に準じて決定する。
  - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (9) 新株予約権の取得事由  
当社は、次の事由が生じた場合は、新株予約権を取得することができる。当社は、次の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は、次の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。
    - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合
    - ② 次の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
      - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
      - ii 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
      - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - ③ 権利者が次のいずれかに該当する場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
      - i 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
      - ii 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、反社会的勢力その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年8月19日 (注) 1	普通株式 300 A種優先株式 △300	普通株式 2,364	—	42,672	—	32,672
2022年9月6日 (注) 2	普通株式 1,179,636	普通株式 1,182,000	—	42,672	—	32,672

(注) 1. 2022年8月19日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種優先株式に係る定款の定めを廃止し、A種優先株式300株は当社の普通株式300株に転換しております。

2. 株式分割(1:500)によるものであります。

(5)【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
yoshida investment株式会社	長野県小諸市丙380番地5	550,000	46.53
吉田 悟	長野県小諸市	183,500	15.52
K&Pパートナーズ2号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区内神田一丁目2番1号	162,500	13.75
田口 雅教	東京都港区	145,500	12.31
MTインベストメント株式会社	東京都港区港南二丁目5番3号	112,500	9.52
懸川 高幸	東京都品川区	8,500	0.72
金子 正一	東京都練馬区	8,500	0.72
株式会社アンドビー	東京都文京区後楽一丁目2番9号	7,500	0.63
長井 宏和	東京都港区	3,500	0.30
計	—	1,182,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,182,000	11,820	「1 (1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,182,000	—	—
総株主の議決権	—	11,820	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	369,016	442,442
受取手形、売掛金及び契約資産	450,103	460,523
その他	16,765	40,673
貸倒引当金	△12,728	△12,728
流動資産合計	823,157	930,911
固定資産		
有形固定資産	859	647
投資その他の資産		
その他	43,361	41,158
貸倒引当金	△2,144	△2,144
投資その他の資産合計	41,217	39,013
固定資産合計	42,076	39,661
資産合計	865,234	970,572
負債の部		
流動負債		
買掛金	198,339	206,590
短期借入金	—	※ 100,000
1年内返済予定の長期借入金	105,665	86,325
未払法人税等	6,273	28,155
品質保証引当金	3,784	1,300
その他	129,673	126,711
流動負債合計	443,736	549,081
固定負債		
長期借入金	283,951	244,210
固定負債合計	283,951	244,210
負債合計	727,687	793,291
純資産の部		
株主資本		
資本金	42,672	42,672
資本剰余金	32,672	32,672
利益剰余金	62,202	101,937
株主資本合計	137,546	177,281
純資産合計	137,546	177,281
負債純資産合計	865,234	970,572

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
売上高	1,694,829
売上原価	1,403,448
売上総利益	291,381
販売費及び一般管理費	※ 225,657
営業利益	65,723
営業外収益	
受取利息	2
その他	0
営業外収益合計	2
営業外費用	
支払利息	1,575
支払手数料	508
その他	0
営業外費用合計	2,084
経常利益	63,640
税引前四半期純利益	63,640
法人税、住民税及び事業税	22,386
法人税等調整額	1,520
法人税等合計	23,906
四半期純利益	39,734

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益		63,640
減価償却費		507
品質保証引当金の増減額 (△は減少)		△2,484
受取利息		△2
支払利息		1,575
支払手数料		508
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)		△10,420
仕入債務の増減額 (△は減少)		8,250
その他		8,816
小計		70,393
利息の受取額		1
利息の支払額		△1,542
法人税等の支払額		△6,274
営業活動によるキャッシュ・フロー		62,577
投資活動によるキャッシュ・フロー		
敷金及び保証金の差入による支出		△71
投資活動によるキャッシュ・フロー		△71
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)		100,000
長期借入金の返済による支出		△59,081
財務活動によるキャッシュ・フロー		40,919
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		103,425
現金及び現金同等物の期首残高		369,016
現金及び現金同等物の四半期末残高	※	472,442



**【注記事項】**

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2022年9月30日)
当座貸越極度額	50,000千円	150,000千円
借入実行残高	—	100,000
差引額	50,000	50,000

## 2. 偶発債務

当第2四半期会計期間(2022年9月30日)

当社は、請負代金支払請求訴訟と損害賠償請求別訴が現在係争中であります。訴訟内容は当社が行ったシステム開発等に対する請負代金の支払いが相手方から得られなかったことを理由に、当社が原告として請負代金7,776千円及び商事法定利率に基づく遅延損害金に係る請負代金支払請求訴訟を提起いたしました。その後、相手方から当該システム開発等を適切に行わなかったという債務不履行に基づき相手方に発生した損害及び慰謝料として30,327千円及び商事法定利率に基づく遅延損害金の損害賠償請求別訴を受けております。現時点では、引当金の要件を満たしていないため、引当金を計上しておりません。なお、今後の訴訟終結の動向により、将来の損害賠償等次第では財務諸表に影響を及ぼす恐れがあります。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
給料及び手当	86,278千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金勘定	442,442千円
流動資産その他(預け金)	30,000
現金及び現金同等物	472,442

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

当社は、DX推進事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	DX推進事業
一時点で移転される財	34,110
一定の期間にわたり移転される財	1,660,719
顧客との契約から生じる収益	1,694,829
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,694,829

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
1 株当たり四半期純利益	33円62銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	39,734
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	39,734
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,182,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2022年9月6日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割をしております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月18日

株式会社 B T M  
取締役会 御中

## PwC 京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:  
山本 剛  
3926C04371F34FA...

DocuSigned by:  
田村 仁  
4A739698E7704D7...

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社BTMの2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社BTMの2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上